

一般社団法人日本ペインクリニック学会功労会員選出細則

- 第1条** 本細則は、(一社)日本ペインクリニック学会定款第3章第11条第4号に基づき、功労会員の選出に関して必要な事項を定める。
- 第2条** 功労会員は、原則として60歳以上の者で、次に掲げる基準のすべてに該当する者とする。
- 1 評議員を10年以上委嘱された者。
 - 2 委員会委員を委嘱された者。
- 第3条** 功労会員の推薦手続は、名誉会員の推薦手続に準ずる。
- 第4条** 功労会員には、次の恩典が与えられる。
- 1 会員総会における称号の授与。
 - 2 規則第四章第11条第1号に規定される恩典。
- 第5条** 代表理事は、毎年3月末日までに功労会員の推薦を受け付けて、代表理事は、被推薦者を理事会に諮り、さらに社員総会の議を経て、会員総会の承認を受ける。
- 第6条** 死後の授与については、代表理事が理事会に諮り決定する。
- 第7条** 功労会員の英文標示は、Distinguished Service Member of Japan Society of Pain Clinicians とする。

附 則

- 1 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。
- 2 本細則は、2013年7月13日より施行する。

1996年7月18日制定 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正
2003年7月24日改正 2005年7月28日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2009年7月19日改正
2011年7月24日改正 2012年11月3日改正 2013年7月13日改正